

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第2回会議（定例会）

1 期 日 令和7年5月26日（月） 開会 午前10時30分
閉会 午後0時11分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教育総務課副参事兼人事給与室長 岡野 秀次
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
教 育 政 策 課 副 参 事 兼
高 校 改 革 推 進 室 長 齋藤 俊介
財 務 課 長 田中 憲一

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
学 習 指 導 課 長 増田 武一郎
児 童 生 徒 安 全 課 長 志村 修一
特 別 支 援 教 育 課 長 松見 和樹
教 職 員 課 長 和久 純

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
同 主事 橋元 晴也
教育政策課高校改革推進室副主幹 鈴木 順
同 主事 菱沼 和輝
財 務 課 主 査 奈良 謙次
同 主査 田村 剛志

教育振興部

学習指導課主幹兼学力向上推進室長 西野 将司
同 主席指導主事 宮本 和宏

同	指導主事	小林 恭平
学習指導課主幹兼教育課程指導室長		吉田 俊一
同	指導主事	村瀬 正
同	指導主事	井上 和博
特別支援教科教育課程指導室長		篠宮 輝幸
教職員課主幹兼管理室長		佐々木 恵
同	主席管理主事	青木 慎哉
同	管理主事	萩原 拓也
同	管理主事	伊藤 忠幸
同	管理主事	松中 康博

事務局

企画管理部教育総務課		
主幹兼委員会室長		山口 聖剛
同	副主幹	小合 基夫
同	主査	土屋 雄輝
同	主査	積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 貞廣 齋子 委員

6 令和7年度第1回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第6号議案から第13号議案の議案8件、第2号報告及び第3号報告の報告議案2件、報告1から報告3の報告3件である。

第8号議案から第13号議案は、教育委員会会議規則、第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、また、第3号報告については、同規則同条同項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

9 審議事項

第6号議案 令和8年度千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

【学習指導課長】

この入学者選抜要項は、県立高等学校管理規則第25条及び千葉県教育委員会行政組織規則第5条の規定により、令和8年度入学者選抜の方法等について定めるものである。

「第一 入学者選抜の種類」では、入学者選抜の種類、本検査等の期日を、「第二 一般入学者選抜」から「第十 通信制の課程の入学者選抜」では、各入学者選抜について、提出書類、検査の内容、選抜方法等の大枠を定めている。令和8年度の入学者選抜要項における日程以外の主な変更点は、各選抜の「選抜方法」の中から自己申告書に係る記載を削除することである。これは、調査書から「出欠の記録」の項目を削除することに伴い、自己申告書を選抜の資料と

して使わなくなるためである。なお、自己申告書については、この入学者選抜要項に基づいて詳細を定める入学者選抜要項の中で記載する。

この入学者選抜要項は、本日の議決を経た後、報道発表し、県教育委員会のホームページで公表するとともに、6月上旬に県報に登載し、県民に告示する。その後、この入学者選抜要項に基づいて、詳細を定める入学者選抜実施要項を8月中旬に作成し、9月下旬に県教育委員会のホームページに公表する。

本検査は令和8年2月17日、18日の2日間で、追検査は同月26日に実施する。入学許可候補者の発表は3月3日に行う。なお、選抜日程については、令和6年12月18日の教育委員会会議において決定し、すでに県教育委員会ホームページで公表している。

【永沢委員】

自己申告書を提出して不合格になった場合、自己申告書を提出しなければよかったと考える保護者もいる。自己申告書をなくしてもらえてありがたい。

【学習指導課長】

自己申告書についての記載が「選抜方法」の中にあると、自己申告書の記載内容が選抜結果に影響するのではないかという疑念を招きかねないため、「選抜方法」からは削除するが、実施要項の中で詳細を定めることになるため、自己申告書自体がなくなるわけではない。

【櫻井委員】

自己申告書の記載について、選抜要項から削除し、より詳細を定める実施要項で定めることとするのはなぜか。

【学習指導課長】

自己申告書は、「欠席に関する内容」と「障害に関する内容」について記載できるようになっていたが、調査書の記載項目から「出欠の記録」を削除することに伴い、自己申告書からも「欠席に関する内容」を削除することとなる。これに伴い、自己申告書は選抜の資料ではなく、参考資料という位置づけとなる。詳細を定める実施要項の中で、自己申告書について、不利益に扱うことのないように明記することで、疑念をもたれることもなくなると考える。

【櫻井委員】

実施要項の方に載せることで不当な扱いをすることがないように、県として責任を持った形で方針を示し、各学校で正しく取り扱ってもらえるようお願いをするようにしたということによいか。

【学習指導課長】

そのとおりである。

【貞廣教育長職務代理者】

調査書から欠席の欄がなくなったことは大変良い方向性である。以前の会議の場で発言した部活動の欄の取扱いについて、検討状況と今後の方向性を確認したい。今後も、部活動の活動状況については記載するという方向性は堅持するのか。千葉県は部活動がとても盛んな地域であるが、部活動の地域展開が検討されている中で、部活動と学校との関係性の在り方も再考される段階になっているかと思う。すぐに結論は出ないと思うが、今後どうするかということを経済委員会で検討していく必要があるのではないか。

【学習指導課長】

堅持するというわけではなく、世の中の変化に応じて検討していくものだと考えている。

【貞廣教育長職務代理者】

第6号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第6号議案は、原案どおり可決する。

第7号議案 令和8年度千葉県県立特別支援学校幼稚部・高等部及び高等部専攻科入学者選考要項の制定について

【特別支援教育課長】

令和8年度の入学者選考の日程については、記載のとおりである。変更点は、感染症罹患等による急な発熱で受検が困難である等、やむを得ない理由により本選考を受検できなかった者を対象とした、追選考の受検資格及び手続について、高等学校に準ずる対応とした記載に修正した点である。また、特別支援学校の入学者選考においても高等学校同様、インターネットを利用した出願を可能とした。詳細については、令和7年9月頃の公表を予定している。

入学願書については、学校長名、押印を削除し、併せて、志願者が願書の記載事項と相違がないこと、県立高校に出願していないことを学校長が証明する旨の一文を削除した。調査書の書式の、入学願書と重複している生年月日、保護者名、現住所を削除した。また、産業現場等の記録の記載については、該当者のみ特記事項に記載するよう変更した。なお、学校長名を記入する箇所へ、「貴校に応募する資格があることを証明する」の一文を追記した。その他の項目に関しては、大きな変更はないが、記入欄の整理をして片面の書式とした。

この入学者選考要項は、教育委員会会議にて議決を経た後、報道発表及び県教育委員会のウェブページで公表する。その後8月には、高等学校の説明会同様に、県内の公立中学校及び特別支援学校を対象とした説明会を実施し、入学者選考について周知する予定としている。

【貞廣教育長職務代理者】

第7号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第7号議案は、原案どおり可決する。

第2号報告 教育委員会所管に係る令和7年度6月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和7年度6月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和7年4月30日付けで本委員会に意見を求められたが、教育委員会会議で審議する時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、31ページのとおり、5月14日に知事に対して、本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、28億3,767万6千円の増額であり、補正後の予算額は、3,972億1,355万円となっている。なお、性質別内訳、項別内訳、

財源内訳については、記載のとおりとなっている。

次に内容について、4事業内容(1)「公立高等学校等就学支援事業」は、25億2,800万円を増額するものである。公立高校に在学する生徒の経済的負担軽減を図るため、保護者の所得制限により、既存の就学支援金の対象とならない生徒に対して、臨時の支援金を支給するものである。(2)「公立高等学校等奨学のための給付金」は、4,800万円を増額するもので、第1子の高校生等がいる世帯への支給額について、第2子以降の高校生等がいる世帯と同じ14万3,700円へ引き上げるものである。(3)「水産系高校魅力化アドバイザー事業」は新規事業で、予算額1,100万円である。県内水産業の担い手育成のため、水産系高校の魅力向上や遠隔地からの生徒受け入れに向けた検討を行うにあたり、関係団体との連携支援などを行う専門人材を配置するものである。(4)「電子黒板導入事業」は新規事業で、予算額1億2,210万円である。児童生徒の学力向上のため、県立高校2校、特別支援学校2校で電子黒板を導入し、授業における効果的な活用方法を研究するものである。(5)「千葉県高校生向けハッカソン」は新規事業で、予算額800万円である。プログラミングによる課題解決力の育成や情報活用能力向上のため、県内高校生向けにアプリ開発などを実施するワークショップ「ハッカソン」や、技能を競うコンテストを開催するものである。(6)「医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業」は、2,890万円を増額するもので、特別支援学校に在籍する医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業について、実施回数を隔週1回から毎週1回へ拡充する。(7)「(仮称)流山地区特別支援学校整備事業」は新規事業で、2億6,000万円の債務負担行為を設定するものである。東葛飾地域における児童生徒増加に伴う特別支援学校の過密解消のため、流山市内に新設校を設置する。(8)「不登校児童生徒の教育機会確保事業」は、5,537万6千円を増額するもので、フリースクールが行う活動経費の一部を補助するほか、校内教育支援センターを新たに整備する市町村に対し、国と県で助成するものである。また、メタバースを活用した児童生徒の交流の場を設置し、相談支援につなげる。(9)「ウェルビーイング・ハイスクール設置モデル事業」は新規事業で、予算額1,500万円である。様々な課題を抱える生徒の社会的自立を支援するため、福祉等の関係機関と連携し、卒業・就職につなげるための相互協力体制の構築を目的としたモデル事業を、県立八千代西高校で実施する。(10)「日本語指導を含むきめ細かな支援推進事業」は、2,130万円を増額するもので、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、県立高校での指導体制を研究するほか、市町村立中学校においてオンラインでの日本語指導を実施する。また、県立高校で新たな授業用翻訳アプリを活用し、その効果を検証する。

5債務負担行為の(1)「県立学校施設整備事業」は、1億5,500万円の債務負担行為を設定するものである。県立千葉東高校のエレベーター設置工事について、入札が不調になったことから、改めて債務負担行為を設定し、事業を進める。(2)「特別支援学校整備事業」は、16億4,300万円の債務負担行為を設定するものである。現在着手している千葉地区及び葛南地区の学校新設等について、工期の変更や工事監理業務の委託等を反映するほか、「(仮称)流山地区特別支援学校整備事業」に着手するため、債務負担行為を設定する。

【櫻井委員】

ウェルビーイング・ハイスクール設置モデル事業について、ウェルビーイング・ハイスクールとはどういうものなのか教えてほしい。

【児童生徒安全課長】

県内の県立学校には多くの課題を抱えている生徒や特別な支援を要する者がいる一方で、福祉との連携が十分でなく、生徒本人や教職員が対応に苦慮している状況があると認識している。そこで、全ての生徒が自分らしく充実した生活が送れるよう、県立学校と福祉機関、県教育委員会が連携・協力することで、誰一人取り残すことなく教育面、福祉面からの手厚い支援ができる仕組みを構築して、そこでの検証を踏まえ、県内他地域にも波及させていきたいと考えている。

【櫻井委員】

言葉のニュアンスとしては、ウェルビーイングとセーフティネットは違うと思うが、今の話からするとセーフティネットの方だと感じた。おそらく最善の状態を追求する、誰もが満足する状態というのがウェルビーイングだと思う。「生徒のウェルビーイングの実現に向けて」と「福祉等の関係機関との連携」に乖離があるような説明に聞こえたので、県民への説明の際には、ニュアンスの違いが伝わるように資料を充実してほしい。

【貞廣教育長職務代理者】

「福祉等の関係機関との連携」を掲げることのデメリットに配慮したネーミングだと思うが、実際の内容とずれていないかということ。御意見を聞き取ってもらいたい。

【児童生徒安全課長】

補足するが、個人が尊重され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあるのがウェルビーイングと言われている。生徒の家庭環境は様々であるが、それぞれが充実した学校生活を送り、進学・就職の卒業後の進路が決められるよう、教育や福祉から関係機関が連携してサポートする。そのような手厚い支援によって、誰もが高校生活において個人が尊重されて、身体的・精神的・社会的に良好な状態にある高校生活を送ってもらいたいという意味で、ウェルビーイング・ハイスクールと命名している。

【櫻井委員】

ぜひ、そのようなメッセージを資料にも入れていただけるとわかりやすいと思う。

報告1 「県立高校改革推進プラン・第2次実施プログラム」(案)について

【教育政策課高校改革推進室長】

この「プログラム」は、令和4年3月に策定した「県立高校改革推進プラン」に基づき、今後実施する県立高校改革について具体計画をとりまとめたもので、9項目15校の再編を計画しており、5つの柱で構成している。

はじめに、郡部の小規模校の活性化と地域を支える人材の育成についてであるが、多古高校と市原高校を地域連携協働校に指定し、地域と連携した取組を推進するほか、近隣の高校を協力校に指定し、学校間の遠隔授業等を推進するなど、小規模校の教育活動の充実を図るものである。また、両校に地域社会に関する学びを導入することで、多古高校では空港関連人材、市原高校では地域探究の学びを通じて地域で活躍する人材を育成する。

続いて、水産系高校の学びの魅力化についてであるが、銚子商業高校では洋上風力発電、大原高校では栽培漁業やマリンレジャー、館山総合高校では沿岸漁業に関する学びといった、地域性を生かした学びの充実を図る。なお、プランでは、実習船の活用と専攻科との連携を強化するとしていたが、令和6年度に実施した「千葉県水産系高校あり方検討会議」の意見を踏まえ、実習船や専攻科のあり方を見直すとともに、遠隔地からの生徒募集に係る受入体制を検討する。

続いて、工業系学科の学びの魅力化についてであるが、東総工業高校では、現状の4学科を3学科に、茂原樟陽高校では、3学科を2学科へ再構成し、実習設備の更新も含めて、学びの魅力化を推進する。また、両校からの意見等を踏まえ、中学生等にとってわかりやすい学科名を検討する。さらに、県内の工業系高校では、企業との連携で実践的なスキルを習得する、デュアルシステムを導入する。

続いて、少子化への対応と多様なニーズに応える新しい学校づくりに係る、全日制普通科高校3組の統合についてであるが、まずは、八千代東高校と八千代西高校の全日制課程を令和10年度に統合する。使用校舎は八千代東高校とし、統合後の学校規模は普通科6学級募集を想定しているが、そのうち1学級を不登校生徒への支援を図るため、学びの多様化学校をコースとして設置する。また、統合校では、これまでの両校の取組を継承するほか、単位制を導入し、

生徒の学習ニーズやキャリア形成を踏まえた個別最適な学びを展開する。さらに、校内サポートルームを設置するなど、校舎の改修等を実施する。

続いて、船橋豊富高校と船橋北高校の全日制課程を令和10年度に統合する。使用校舎は船橋豊富高校とし、総合学科を設置する。福祉や情報等、両校の学びを継承した系列を設置するとともに、社会のニーズや生徒の興味・関心等に応じた、プログラミングやeスポーツ等、特色ある学びを実践する。また、新しい学びに係る最新機器の整備や校舎の改修等を実施する。

続いて、沼南高校と沼南高柳高校の全日制課程を令和10年度に統合する。使用校舎は沼南高柳高校とし、県内で初めて定時制と通信制を併置することで、生徒一人一人の生活スタイルや学習ニーズに合わせて学ぶことができるフレキシブルスクールを設置する。定時制は、県内初となる午前部と午後部からなる昼間二部制定時制とし、1日4時限を基本とするが、他部履修や定通併修を活用することで三年間での卒業も可能とする。通信制は、レポートやスクーリングのオンライン化を推進するとともに、ラウンジのような生徒にとって居心地のよい空間を設置するなどの改修を実施する。

最後に、進学指導重点校の更なる充実についてであるが、柏高校、佐原高校に単位制を導入し、生徒の学習ニーズに応じた多様な選択科目の設置し、進学実績の更なる向上を図る。更に、これまで以上に先進企業や研究機関、大学等との連携を通じ、理数教育の充実を図る。

今後、パブリックコメントや県民説明会、関係団体等からの意見聴取などを実施し、広く意見を集めたいと、10月の教育委員会会議に議案として提案したいと考えている。

【花岡委員】

「誰一人取り残さない」という文言についてだが、例えば、体に障害があり医療的ケアが必要だけれども、学力的には高校に通える子がいたとする。そのような子が通える学校は八千代東だけとなると、居住する地域によっては通学が難しいケースもあるのではないかと。そのような場合を想定すると、この言葉を使い続けてもよいのか疑問に思う。

【教育政策課高校改革推進室長】

県内どこの地域に住んでいても、高校教育を受ける機会を担保するというのが、公立高校の役割の大きなひとつである。どの地域に住んでいても県立高校が受験でき、学ぶ機会が保障されるといった姿が望ましいと思っており、八千代東高校に学びの多様な学校を設置するのも、その趣旨のひとつである。

【花岡委員】

稀なケースだとは思いますが、今年度の入学生に先ほど例に挙げたような生徒がいたと新聞記事で目にした。普通高校へ通学するために、家庭の負担がなくては難しい状況に置かれているケースがある中で、本当に保障されているかと疑問が残る。「誰一人取り残さない」という文言を使うにあたっては慎重に検討いただきたい。

【櫻井委員】

ウェルビーイング・ハイスクールを設置する八千代西高校が統合対象校であり驚いた。モデル事業の成果やネットワーク等が引き継がれたり県内に拡散したりするよう、配慮願いたい。

【教育政策課高校改革推進室長】

八千代東高校と八千代西高校の統合では、両校の取組をできるだけ継承していきたいという主旨があり、ウェルビーイング・ハイスクールの取組は、統合校にもうまく引き継いでいきたい。

【貞廣教育長職務代理者】

引き継ぐだけでなく、パイロット校であるため横展開もお願いしたい。

【杉野教育長】

医療的ケアが必要な生徒の受け入れについては、試行錯誤しながらやっているところであり、現状ではエレベーターも全校に設置されているわけではない。通学の負担を減らすために特別支援学校では、医療的ケアが必要な児童生徒をタクシーで送迎を行う通学支援が始まったところであるが、そのようなことも今後考えていきたい。また、各学校で取り組んでいる医療的ケアが必要な生徒の受け入れのノウハウを広めるなどして、「誰一人取り残さない」を目指していきたい。

報告 2 令和 7 年度千葉県公立高等学校入学者選抜学力検査結果の概要について

【学習指導課長】

令和 7 年度選抜は、本検査を 2 月 1 8 日及び 1 9 日に、追検査を 2 月 2 7 日に実施し、3 月 4 日に入学許可候補者を発表した。その後、定員に達しなかった学校を対象に、第 2 次募集及び定時制の課程の追加募集を実施した。これらの結果を含め、入学許可候補者が確定した。

令和 7 年度の本検査及び追検査では、全日制の課程の募集人員 2 9, 7 2 0 人に対し、志願確定倍率は 1. 1 4 倍で、入学許可候補者数は 2 7, 9 6 4 人であった。第 2 次募集では、全日制の課程の募集人員 1, 7 6 0 人に対し、入学許可候補者数は 3 8 6 人であった。入学許可候補者数の合計は、2 8, 3 5 0 人であった。

定時制の課程は、本検査及び追検査の募集人員 1, 2 7 7 人に対し、志願者確定倍率は 0. 5 7 倍で、追加募集まであわせた入学許可候補者数は 7 6 3 人であった。また、入学者選抜を 4 回に分けて行う通信制の課程では、現一期から三期まで終了しており、2 2 1 人の入学許可候補者を確定している。なお、令和 7 年度入学者選抜については、今後、三部制の定時制の課程で秋季入学者選抜を 8 月 2 2 日に、通信制の課程で四期入学者選抜を 9 月 5 日に実施する予定である。

続いて、学力検査の結果の概要について、別冊資料は、実施した各教科及び 5 教科の平均点、出題方針、問題別の正答率や得点分布等をまとめたものである。「4 学力検査問題の特徴」であるが、本検査、追検査とも 5 教科の学力検査を記述式とマークシート式の併用型で実施している。令和 7 年度の学力検査問題については、中学校学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な事項の正確な理解度をみる問題、中学校段階で学習した基礎的な知識を活用して答えを導く問題及び思考力・判断力・表現力等を総合的にみる問題を出題した。本検査での 5 教科合計の平均点は 2 6 2. 8 点で、昨年度より 1 2. 5 点低い結果となった。本検査の教科別の結果については、出題内容や指導のポイント等を示した。特徴として、基礎的・基本的な知識や技能等を問う問題の多くは正答率が高い傾向が見られた。また、各教科及び 5 教科合計の得点分布を掲載し、追検査の教科別の結果についても示してある。内容については、県教育委員会のホームページに掲載し、公立中学校及び高等学校をはじめ関係機関にて、生徒の学力の把握や今後の指導改善に活用されるとともに、広く県民に周知することとしている。

報告 3 令和 6 年度セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査の結果について

【教職員課長】

本調査は、より良い学校環境の構築等を目的として、千葉市立学校を除く全ての公立学校に在籍する児童生徒及び職員を対象に実施している。「2 調査結果の概要」の「(1) セクハラ実態調査の結果について」であるが、教職員による行為について、セクハラと感じ不快であったと回答した児童生徒の人数は、令和 5 年度と比較し増加し、1 0 0 人当たり 0. 1 2 人であった。実数で見ると全体で 5 1 7 人であり、令和 5 年度の 4 0 2 人と比較して、1 1 5 人増加している。児童生徒がセクハラと感じ不快であったとした具体的な項目であるが、「不必要に身体に触られ、不快であった」「性的な話・冗談を言われ、不快であった」「容姿等の身体的特徴を話題にされ、不快であった」の回答数が多くなった。

平成28年度から調査内容に加えた「教職員による行為について、セクハラ以外のハラスメントを受け不快であった」と回答した児童生徒の人数は、100人当たり0.34人であり、実数でみると、全体で1,404人となっており、令和5年度の1,239人と比較して、165人増加した。生徒に対するセクハラ及びセクハラ以外のハラスメントの具体的相談について、新たに把握した事案として、処分にあたるものはなかった。

次に、「(2) 体罰実態調査の結果について」であるが、体罰については、児童生徒から体罰の項目に記載のあったものについて、各学校で当該児童生徒及び関係者から調査を行い、その結果を踏まえて、県教育委員会及び市町村教育委員会が確認しているが、アンケート調査の結果から新たに把握した事案として、体罰による処分にあたるものはなかった。また、本調査とは別に、県教育委員会が、令和6年度中に体罰の事案として、懲戒処分を行った件数は、2件であった。

最後に、セクハラ及び体罰の根絶に向けて、「3 今後の対策」についてであるが、県教育委員会は、相談窓口の設置等により、早期発見に努めるとともに、初期対応フローや専門家の協力を得た調査等により、事案に応じて迅速に対応できる体制の充実を図っていく。また、各学校に対し、本調査の結果を踏まえ、令和7年3月に改訂した「教職員の服務に関するガイドライン」等を活用し、職員が児童生徒の人格を尊重した言動及び対応を行い、児童生徒の安全を守るための行動がとれるよう、職員の意識改革を進めることを求めていく。さらに、児童生徒に対し、セクハラ相談窓口の周知及びポスター等を活用した啓発を図り、相談することの大切さや人権に対する意識をより深められるよう、指導していく。なお、本調査結果については、22日に、記者レクをしたところである。

【花岡委員】

本調査で新たに把握した事案で、処分にあたるものがない、ということについて、聞き取り調査を行ったこと等を丁寧に記載して頂き、感謝する。

【教職員課長】

引き続き丁寧な対応に努めていく。

【永沢委員】

コミュニケーションのつもりでとった行為や発言等が、相手にとってはハラスメントと感じ、不快となることも考えられる。職員同士が、互いに注意できるような風通しの良い職場環境が醸成されることを要望する。

教育長報告 「無償措置法に則った市町村教育委員会への教科書採択の指導・助言・援助を求める請願」への対応について

【杉野教育長】

本請願の請願項目は4点である。1点目、市町村教育委員会に教科書採択に係る教育委員会会議を公開するよう指導、助言すること。2点目、採択地区が行う選定委員会や採択地区協議会を公開するよう指導、助言すること。3点目、無償措置法第15条に則り、「採択したときは遅滞なく」公表するよう、市町村教育委員会を指導、助言すること。4点目、採択に係る資料等の公開はHP等を原則とし、デジタル化を推進するよう、市町村教育委員会に指導、助言、援助すること。の4点が求められている。

1点目については、市町村教育委員会の採択に係る教育委員会会議の公開、非公開の別は、市町村教育委員会において、適切に判断されるものであることから、「教育委員会の方向性を導くような内容ではない」ため、付議しないこととした。

2点目については、選定委員会や採択地区協議会は、それぞれで規約に則って開催されているものであり、会議の公開についても委員会、協議会において適切に判断されるものであることから、「教育委員会の方向性を導くような内容ではない」ため、付議しないこととした。

3点目については、毎年度、県教育委員会が市町村教育委員会等に対して行う採択に関する通知において、無償措置法第15条の規定により、採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすように指導、助言を行っていることから、「請願を受ける以前から既に取り組んでいる」ため、付議しないこととした。

4点目については、採択に係る情報の公開については、各市町村教育委員会において適切に判断されているものであることから、「教育委員会の方向性を導くような内容ではない」ため、付議しないこととした。

以上4点について、いずれも付議しないこととしたが、県教育委員会としては、教科書採択に関する情報の公表やその事務処理などについて、市町村教育委員会担当者に向けた説明会等で引き続き、指導、助言を行っていく。

委員報告 1都9県教育委員会全委員協議会について

【櫻井委員】

初日は、文部科学省初等中等教育局財務課校務改善専門官の遠藤氏より行政説明として、教員の働き方改革について説明があった。内容の中心は、働き方改革をより一層着実なものとするために、教育委員会にどのようなことが求められているかという点であった。やらなくてはならないことがたくさんあると思った一方で、学校の労働環境改善と同様に、教育委員会事務局の負担に十分に配慮した上での働きかけが重要だと思った。文部科学省からはその点も配慮した指導をいただき、それを受けてできることをしっかりとやっていき、皆がウェルビーイングな状態になる働き方改革が進んでいくと良いと考える。

後半は、分科会が開催され、「教員のウェルビーイングの向上～教員が心身ともによりコンディションで子どもたちと向き合うために～」をテーマに意見交換を行った。参加した部会では企業経営者の方が多く、働き方改革というものが遅れた議論であるという厳しい意見もあった。今、社会的に教員の働き方改革をしなくてはいけないという雰囲気醸成され、社会一丸となって進めているが、このタイミングを逃すと、いつまでやっているのかという空気が生まれてきてしまう。そうなってしまうと、二度と社会的に変えていこうとする雰囲気が出てこない可能性が高くなるのではないかという危機感を感じた。民間の知恵を借りながら、働き方改革を着実に進めていく必要があるということを改めて思った。

2日目は、群馬県立歴史博物館と国史跡に指定されている観音山古墳の視察に行った。歴史博物館は展示に工夫が凝らされており、デジタル技術を活用して子供でも楽しめるような工夫などにより興味関心を高めるものがあったため、積極的に取り入れられると良いと思った。千葉県でも補助金を活用し、よりよい文化財政策が進んでいくといいと感じた。

群馬県教育委員会事務局が非常に準備してくれ、大変有意義なものになった。2年後に開催される千葉県でも、良いものを提供するための準備をし、迎え入れることができるようにしていきたい。

<傍聴・報道 退出>

第3号報告 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

教育総務課副参事兼人事給与室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第8号議案 職員の懲戒処分について

第9号議案 職員の懲戒処分について

第10号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 1 1 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 1 2 号議案 職員の懲戒処分について

第 1 3 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和7年6月26日 署名人